
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

※本稿は、三菱 UFJ 銀行会員制情報サイト「MUFG BizBuddy」からの転載です。

2023 年 8 月 21 日

制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段 (アップデート)

弁護士 [小林 英治](#) / 弁護士 [松嶋 希会](#)

概要

ロシアのウクライナ侵攻以降、諸外国はロシアに対する制裁を強化している。ロシア側も対抗姿勢を打ち出す中、西側諸国の企業がロシア事業の停止・終了にあたり現地企業との紛争に直面する事案が増えている。本稿では、2022 年 7 月に本サイトで紹介したロシアにおける関連法の改正・実務状況を踏まえつつ、その後の裁判事例を取り上げてアップデートする。

1. はじめに

2022 年 2 月下旬、ロシアがウクライナに軍事侵攻して以降、ウクライナ情勢が落ち着く兆しはなく、諸外国はロシアに対する経済制裁を強化し続けている。また、ロシア側も対抗措置や対ロシア制裁に反発する姿勢を打ち出している。このような中、いわゆる西側諸国の企業が、ロシアビジネスを停止したり、完全に終了させたりする際に、ロシア企業との紛争に直面する事案が増えている。2022 年 7 月に、「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022 年 7 月 7 日付掲載)を本サイトに掲載したが、本稿は、その後の裁判事例をいくつか取り上げて、制裁下におけるロシア企業との紛争解決の状況をアップデートするものである。

2. 制裁対象であるロシア企業との紛争解決

「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)で説明したように、2020年6月施行の商事訴訟法の改正により、外国制裁の対象に指定されたロシア企業は、紛争解決方法として外国での裁判や仲裁を合意していたとしてもロシア裁判所に訴えることができる(商事訴訟法248.1条)。また、すでに外国で裁判や仲裁が開始されている場合、その審理の継続禁止をロシア裁判所に申し立てることができる(同法248.2条)。

この制度は、導入から3年以上が経ち、ロシア裁判所で適用された事例が蓄積されてきている。もっとも、ロシア企業が、常にロシアでの裁判を望むわけではない。ロシア裁判所で勝訴判決を得たとしても、相手が自発的に判決内容を履行しなければ、判決を強制的に執行する必要が出てくる。相手がロシア国内に資産を所有する場合、執行に大きな問題はないだろうが、ロシア国外にしか資産がないとなると、その所在地の国の制度・実務や、ロシアとの協定・関係によっては、執行ができないというリスクがある。

紛争解決方法の合意に関わらず、ロシア裁判所で争うことを認めるこの制度の適用要件については、「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)の時点では、2021年12月のロシア最高裁判所の決定が注目されていた(2021年12月9日付最高裁判所決定第309-㊦C21-6955号、第A60-36897/2020号事件、以下「2021年12月最高裁決定」)。

制度の条文では、ロシア企業の司法アクセスを妨げる外国制裁が理由で、紛争解決方法の合意が履行しえない場合に当該制度は適用される、となっているところ、2021年12月最高裁決定は、外国の制裁対象に指定されている事実があれば、送金不可能などの、合意の履行を妨げる事情を証明する必要はないとの見解を示した。この見解に拘束力はなく、その後も拘束力のある裁判所解釈は示されていないが、ロシア裁判所は、概ね積極的に当該制度の適用を認める立場であると理解できる。

事例①

ウクライナ企業は、2011年、ロシア企業に商標の使用を認めるライセンス契約を締結したが、2021年9月、ロシア企業を相手にロイヤリティなどの支払を求めてウィーン国際仲裁センター(Vienna International Arbitral Center: VIAC)に対し仲裁を申し立てた(仲裁地・審理場所は不明)。これに対し、ロシア企業は、欧州連合(EU)・米国の制裁対象である企業の100%子会社であったことから、2022年3月、ロシア裁判所に対し、VIACでの審理の継続を禁止することを申し立てた(第A40-55650/2022号事件)。

2022年9月5日付モスクワ市商事裁判所一審決定は、2021年12月最高裁決定を引いて、制裁指定されている事実をもって、司法アクセスが制限されていると判断するに十分であり、外国仲裁禁止措置の申立て(商事訴訟法248.2条の適用)の審理においては、外国仲裁の禁止を申し立てる者は、制裁指定を証明すればよく、相手方が、仲裁禁止申立人が制裁指定にも関わらず、外国仲裁において適切な法的保護を受けることに支障がないこと、外国仲裁での審理の公平・公正という国際仲裁の原則が保証されることを証明しなくてはならないと判示した。これに対しウクライナ企業は、意見書を出さず、期日にも出席せず、何らの立証もしなかった。本件は、上訴されずに終了している。

事例②

イタリア企業は、2011年、ロシア企業との間で商業施設の建築請負契約を締結したが、2021年8月、当該ロシア企業を吸収合併したロシア銀行に対し、請負に関係する支払を請求し、国際商業会議所(International Chamber of Commerce: ICC)に対し仲裁を申し立てた(仲裁地・審理場所は不明)。これに対し、ロシア銀行は、EUが2014年・2022年に制裁対象に指定したロシアVTB銀行の100%子会社であったことから、2022年3月、ロシア裁判所に対し、ICC仲裁における審理の継続の禁止を申し立てた(第A40-50169/2022号事件)。

2022年8月18日付モスクワ市商事裁判所一審決定は、ロシア銀行の申立てを棄却した。ロシア銀行は、1)欧州・米国にも事務所を構える法律事務所が仲裁での代理人を降りてしまったこと、国際銀行間通信協会(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication:SWIFT)を通じた銀行送金が止められて仲裁費用などを支払えないこと、EU加盟国との空路が閉鎖され仲裁の審理に参加できないことを理由に、制裁により国際仲裁での適切な法的保護を受けることができないこと、そして、2)EUがロシア企業の信用を失墜させるための多数の制裁を発動しており、国際仲裁における公平性・公正性が確保できないことを主張した。

これに対し、イタリア企業は、1)仲裁の代理人としてはロシア弁護士を起用すること、SWIFTから排除されていない銀行から送金すること、仲裁の審理にオンラインで参加することが可能であることから、国際仲裁でのロシア銀行の法的保護に支障がないこと、2)ICCはロシア司法省からロシアの常設仲裁機関として認証を受けており、その国際仲裁に公平性があること、3)ロシア銀行は、仲裁において自身も請求を出しており、また、3名の仲裁人のうち2名を任命しており、国際仲裁において活発に権利を行使していると反論した。

裁判所は、2021年12月最高裁決定の見解を認めた上で、相手方は、制裁対象のロシア企業が外国仲裁での司法保護を受ける権利を妨げられていないこと、仲裁審理における公平・公正が保証されていることを証明することが、審理における当事者の平等から認められるべきであると意見し、イタリア企業の主張は十分に認定しうるとした。

しかし、2022年9月26日付モスクワ管区商事裁判所破毀審決定は、制裁対象に指定された事実をもって司法アクセスが制限されていると結論づけるに十分であるとだけ判示し、一審決定を取り消して、ロシア銀行の申立てを認めた。最高裁判所への第2破毀審の上訴は認められず、本件は終了している。

3. 制裁対象ではないロシア企業との紛争解決

「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)で、紛争当事者が非友好国の企業・個人である場合、もう一方の当事者であるロシア企業(ロシア系企業)は、制裁対象に指定されていなくとも、契約などで合意した紛争解決方法に関係なく、ロシア裁判所に訴えを提起できるようにするという改正法案について言及したが、2023年8月1日現在、当該改正法案は採択されていない。

ただし、一般的に、ロシア法上、ロシア企業が、外国での仲裁の合意を履行しえないとしてロシア裁判所に訴え、ロシアで裁判を受けることができる場合がある(商事訴訟法148条1項、国際商事仲裁法8条1項)。この際、仲裁合意は有効で履行しうることが推定されるため、履行しえないと主張する側が、有効でないことや、履行しえないことを立証しなければならないとされる(2019年12月10日付最高裁判所総会決議第53号20項)。

ロシア裁判所は、仲裁合意が履行しえない場合の例として、仲裁機関が、法令上、当該仲裁事件を管理できない場合を挙げている(同決議30項)。ロシア企業が、事実上、外国仲裁を利用できない場合(例えば、仲裁費用等を送金できない、代理人や仲裁人を受任してもらえないなど)も適用されるのかは不確実である。しかし、2020年6月施行改正が導入された背景には、制裁対象となったロシア企業が、上記のような事実上の不都合により国際仲裁を利用することができないといった事情があった。

今後、一般ロシア企業との紛争でも、ロシア裁判が利用されるようになるのか、その際の要件・立証の責任についてどのように解釈されるのか、注意が必要である。

4. ロシア裁判所での紛争解決

(1)非友好国企業であることの不利益

「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)で紹介したとおり、2022年3月、原告(英国企業)が非友好国企業ということをもって、原告の請求は権利濫用であり認められないと判断した一審判決が出されたが、この控訴審ではかかる見解は否定されている(第A28-11930/2021号事件)。2023年に入ってから、ロシア側が、紛争の相手が非友好国企業である点を指摘して、相手の主張を認めないよう求めることはあるが、非友好国企業ということだけをもって当該企業の主張が否定されることはない。

ただし、次の「(2)非友好国企業による対ロシア制裁の主張」で述べるとおり、非友好国企業が、制裁を事由に争う事案では、不利な結果になりうるロジックがたてられている。また、外国仲裁判断のロシアにおける執行において、非友好国企業の執行申立てが拒否される傾向にあると指摘されている(後述「5 ロシアでの外国仲裁判断の執行」)。

(2)非友好国企業による対ロシア制裁の主張

ウクライナを巡ってのロシアに対する制裁は2014年に始まっており、すでに、ロシア裁判所では、外国企業・外資企業(非友好国に関係する企業)による対ロシア制裁の主張に対しては、見解が確立していると理解できる。「制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段」(2022年7月7日付掲載)で取り上げたが、「外国の制裁に従ったロシア法人(注:本件ではドイツ企業のロシア子会社)の主張をロシアにおいて認めることは、ロシアの法秩序・公の秩序に反する」(2018年1月17日付モスクワ市商事裁判所一審判決、第A40-171207/2017号事件)、「米国やEUの制裁法令は、ロシアの国民及び法人に何らの権利も与えず、義務も課さない。これは、内政や国家主権に対し干渉を認めない基本原理に沿うものである」(2021年4月13日付モスクワ市商事裁判所一審判決、第A40-155367/2020号事件)などと判示されている。

事例①

スペイン企業は、2014年、ロシア鉄道の子会社(ロシア鉄道側)に対し、納入した鉄道車両の技術サービス・保守を提供するサービス契約を締結したが、2022年3月頭、不可抗力事由(特に経済制裁の関係で保険適用がないリスク)に基づき、ロシア鉄道側に対しサービス提供の停止等を通知し、サービスの提供を停止した。ロシア鉄道側は、2022年4月、ロシア裁判所に、スペイン企業に対し契約履行や損害賠償等を求める訴えを提起した(第A40-84297/2022号事件)。

裁判所は、一審、控訴審及び破毀審において、ロシア鉄道側の請求を認めた(2022年7月27日付モスクワ市商事裁判所一審判決、2022年9月29日付第9控訴商事裁判所控訴審判決、2023年1月26日付モスクワ管区商事裁判所破毀審判決)。第2破毀審への上訴は認められず、本件は終了している。

本件では、不可抗力による免責が主な争点となった。スペイン企業は、2022年3月には、特にウクライナ情勢を受けた保険不適用を不可抗力事由として挙げた。さらに、2022年6月には、新たな不可抗力事由が発生したとして、EUによる追加制裁に関連し、物流が混乱し、銀行送金が禁止され、下請企業の多くが事業を停止し、部品の調達先が納入を拒

否したり納入が禁止されたりして、組織的、技術的、資金的にサービス契約の履行に支障をきたすようになったと主張した。

しかし、裁判所は、スペイン企業が依拠するEU制裁はサービス提供を禁止していないこと、在庫・資材や人材は、ロシア鉄道側のモスクワ支店にすでにあり、技術サービスや保守の提供ができないわけではないこと、保険がないからといってサービス提供自体が不可能ではないことを認定した。さらに、スペイン企業は、契約を履行するのに必要な特別な機材や、管理システムが利用できない状況であることも主張したが、裁判所はこの点は証拠が出されていないとして認定しなかった。さらに、裁判所は、外国法人が制裁を順守することは、ロシア鉄道側との関係で免責を認める不可抗力事由ではないとも論じた。

事例②

ロシア貯蓄銀行(ズベルバンク)がドイツ銀行にコルレス(海外送金における中継地点)口座を開設していたところ、ドイツ銀行が、2022年3月、ズベルバンクの口座を閉鎖した。ズベルバンクは、ドイツ銀行に対し残高の送金を要請したが送金を受けられなかったとして、2023年4月、ロシア裁判所に対し、ドイツ銀行を相手として支払等の訴えを提起した(第A40-84574/2023号事件)。

ドイツ銀行は、EU制裁により、ズベルバンクの閉鎖口座の残高を返還することが禁止されているので、ドイツ銀行に返還義務はなく、ズベルバンクにも返還を請求する権利はないと主張した。これに対し、2023年6月23日付モスクワ市商事裁判所一審判決は、ロシア憲法17条3項は権利の濫用を禁止しており、何人も、自身の不誠実な行為により受益することはできないとだけ示して、ドイツ銀行の残高返還義務や違約金の支払義務を認め、ズベルバンクの請求を認容した。当該判決は控訴されており、本件は審理が続いている。

ちなみに、本件において、ドイツ銀行は、ズベルバンクとの間では紛争解決方法としてドイツでの裁判が合意されており、ロシア裁判所に本件を審理する権限はないとして審理の停止を申し立てていた。ロシア裁判所は、2021年12月最高裁決定の解釈が本件にも適用しうるとし、ロシアが非友好国と認定するEUがズベルバンクを制裁対象者に指定していること、ドイツ銀行はEU加盟国であるドイツに所在すること、また、本件紛争の原因は、ズベルバンク等のロシア法人に対するEU制裁であることから、ロシア裁判所が専属管轄権を有すると判断した。

(3)ロシア企業による対ロシア制裁の主張

外国による対ロシア制裁の影響で契約上の義務を履行できなくなるのは、外国企業だけではない。ロシア企業も影響を受けており、ロシア企業間でも対ロシア制裁が起因となる紛争は発生している。かかる紛争では、不可抗力事象の発生により契約が履行できなくなり、責任が免除されるか否かが検討されるが、制裁が常態となり、かつ強化され続けている昨今の状況では、ロシア法上、不可抗力免責に要請される事前回避性(予見可能性)の有無も焦点となってくる。

現在、控訴審が係属している事案だが、一審判決は、国家調達契約を落札したロシア企業について、当該ロシア企業は「事業活動を行っており、ロシア連邦に外国製品を輸入することにつき厳しい制限が存在することを知らずにはいられないものである。かかる禁止(国際経済制裁)は一度ならず課されており(2014年から始まっている)」、当該ロシア企業は「現在の状況を予見すべきであった」と述べ、「したがって、外国政府による制限的措置の導入は、ロシア民法2条1項において、事業活動上のリスクに属するもので、不可抗力事象には認められない」と結論づけている(2023年3月13日付

モスクワ市商事裁判所一審判決、第A40-287321/2022号事件)。

5. ロシアでの外国仲裁判断の執行

いわゆる西側諸国がロシアに対し経済制裁を発動するようになってから、かかる西側諸国の企業(ロシアでは非友好国企業)が、ロシア企業を相手に外国仲裁で仲裁判断を得たとしても、ロシアにおいてロシア企業に対し執行ができるのだろうかという懸念がある。

この点、2020年6月施行改正により導入された制度により、ロシア裁判所が、外国仲裁の審理の禁止や審理の継続の禁止を決定した場合、当該外国仲裁において取得した仲裁判断を、非友好国企業がロシアで執行することは、拒否されると考えられる。ただし、このような場合でなくとも、非友好国企業による執行はロシアの公の秩序に反するとして拒否される傾向にあるとされている。しかし、非友好国企業が、対ロシア制裁を事由にロシア企業に何らかの請求をすることは少ないからか、先述「4(2)非友好国企業による対ロシア制裁の主張」のように、外国制裁の効力を認めることが公の秩序に反するといった、制裁に基づくわかりやすいロジックは今のところみられない。そのため、執行拒否の理由の合理性に疑いが残りうるといえる。

事例①

英領ヴァージン諸島の企業(債権者)は、2016年、ロシア企業との間で金銭消費貸借契約(紛争解決方法はロンドン国際仲裁裁判所(London Court of International Arbitration:LCIA))及び担保設定契約(紛争解決方法は香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre:HKIAC))を締結し、ロシア企業に金銭を貸し付けたが、ロシア企業が返済をしなかったとして、LCIAとHKIACに仲裁を申し立てた。HKIAC仲裁では、ロシア企業の返済義務ではなく、契約義務の違反に基づく借入額と同額の損害の賠償義務が認定され、債権者企業の請求が認められた(2020年3月11日付HKIAC仲裁判断)。債権者企業は、2021年12月、ロシア裁判所にHKIAC仲裁判断の執行を申し立てた(第A40-281802/2021号事件)。

一審及び破毀審は、HKIAC仲裁判断の執行を認めなかった(2022年6月8日付モスクワ市商事裁判所一審決定、2022年8月24日付モスクワ管区商事裁判所破毀審決定)。ロシア裁判所では、1)HKIACの管轄の有無と、2)ロシアの公の秩序違反が争われ、裁判所は、2)について、HKIAC仲裁判断がロシア外為法に違反し、ロシアの公の秩序に反すると判示した。本件の金銭消費貸借契約は、ロシア外為法上、居住者と非居住者の取引としてロシア外為法が適用される。それにより、債権者企業は、当該ロシア企業のロシア内銀行に開設した口座にのみに送金が認められるところ、ロシア企業はロシア外の銀行口座で借入金を受け取っており、外為法違反があったとした。第2破毀審への申立ては認められず、本件は終了している。

事例②

日本企業は、2013年、ロシア企業2社(A社、B社)に技術ライセンスを与える契約を締結したが(準拠法は日本法)、ロシア企業A社が技術ライセンス契約に基づく支払をしないことから、ICC仲裁を申し立てた(仲裁地はロンドン)。日本企業は、2021年5月、日本企業の請求を認める仲裁判断を取得し(2021年5月3日付ICC仲裁判断)、2021年9月、ロシア裁判所に、ICC仲裁判断の執行を申し立てた(第A72-14198/2021号事件)。

ロシア企業A社は、ロシア裁判所に対し、ICC仲裁判断が認定した証拠と事情の見直しを要請し、また、ICC仲裁判断がロシアの公の秩序に反すると主張した。日本企業、A社及びB社の間で、2016年、債権債務関係を確認する覚書(メモランダム)が作成されたが、A社として署名した者に権限がなく、A社はこのメモランダムに拘束されないというロジックであった(ICC仲裁判断はメモランダムの有効性を認定している)。これに対し、一番及び破毀審は、仲裁判断につき実体的な判断の見直しはできず、その他執行を拒否する公の秩序違反は認められないとして、日本企業の執行の申立てを認めた(2021年10月26日付ウリヤノフスク州商事裁判所一審決定、2022年2月3日付ヴォルガ管区商事裁判所破毀審決定)。

しかし、第2破毀審は、ロシア企業がICC及びロシア裁判で主張するように、日本企業は、A社に対する債権を立証する書面等の証拠を提出していない(A社はメモランダムに拘束されないとの前提)、日本企業による対価(役務)の提供が認定されておらず、対価の提供なくICC仲裁判断が執行されることは、公平の原則に反すると説いた。さらに、日本企業は、役務作業の完遂、その規模や費用、ロシア企業A社による作業の受領を立証する書面を提出していないと認定した。そして、仲裁の審理においては、請求は適切な証拠により認定されなければならない、これにより、仲裁判断の合法性という、ロシアにおける公の秩序の一要素が保証されるが、対価(役務)の提供の認定なく、つまり、法的事由なく、ロシア企業の所有権の一部を接収することは、徴収における公平と司法手続の公正というロシアの公の秩序に反すると論じた。

結果、第2破毀審は、一審決定を取り消して事件を差し戻し(2022年9月21日付最高裁判所第2破毀審決定)、2022年12月28日付ウリヤノフスク州商事裁判所決定は、第2破毀審を踏襲して公の秩序違反を認定して、日本企業の執行の申立てを棄却した。

M000376-12
(2023年8月7日作成)

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [小林 英治](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com) (ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 [松嶋 希会](mailto:kie.matsushima@amt-law.com) (kie.matsushima@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。